

# 熊本県公報

第 1 1 5 7 9 号  
平成 19 年 7 月 27 日 (金)  
(毎週 月・水・金発行)

## 目 次

**告 示**

- 障害者自立支援法に基づく事業者の指定……………(障害者支援総室) 1
- 保安林の指定に関する予定……………(森林保全課) 2
- 保安林の指定施業要件の変更に関する予定……………( " ) 2
- 三角港公有水面埋立竣工認可……………(港湾課) 2
- 予算の専決処分……………(財政課) 4
- 道路の区域変更……………(道路保全課) 8
- "……………( " ) 8
- "……………( " ) 9

**公 告**

- 電子納品検査支援用ディスプレイ及びプロッタの借入りに係る一般競争入札の実施……………(土木技術管理室) 9
- 中心市街地活性化法第 55 条第 1 項に基づく八代市第二種大規模小売店舗立地法特例区域の指定……………(商工政策課) 11
- 鏡都市計画下水道の変更……………(都市計画課) 11
- 第 1 回「熊本県犯罪被害者等支援に関する取組指針(仮称)検討委員会」……………(交通・くらし安全課) 11
- 中堅・若手技能者育成事業業務委託……………(労働雇用総室) 12
- 換地処分……………(農村整備課) 12
- "……………( " ) 13
- 大規模小売店舗立地法に基づく届出……………(商工政策課) 13

**登 載 依 頼**

- くまもと 21 ヘルスプラン推進委員会及び熊本県地域職域連携推進協議会……………(健康づくり推進課) 13
- 交通信号機施設定期点検業務委託 (No. 1) 一般競争入札公告(県警本部交通規制課) 15
- 交通信号機施設定期点検業務委託 (No. 2) 一般競争入札公告( " ) 20
- 熊本県警察統合 OA システム用パソコン及び関連機器等の借入りに係る一般競争入札参加資格等……………(県警本部情報管理課) 25
- 熊本県警察統合 OA システム用パソコン及び関連機器等の借入りに係る一般競争入札の実施……………( " ) 25
- 熊本県警察遺失物管理システム用機器の賃貸借に係る一般競争入札参加資格等……………( " ) 27
- 熊本県警察遺失物管理システム用機器の賃貸借に係る一般競争入札の実施……………( " ) 28

## 告 示

**熊本県告示第 653 号**  
 障害者自立支援法(平成 17 年法律第 123 号)第 29 条第 1 項の規定により次の指定障害福祉サービス事業者を次のとおり指定した。  
 平成 19 年 7 月 27 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

事業所の名称及び所在地	事業者の名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名	指定年月日	事業所番号	指定障害福祉サービスの種類
ライフトレーニングさんぷうか 上益城郡山都町下名連石 582	特定非営利活動法人 山風華 熊本市九品寺四丁目 9 番 3 号	平成 19 年 7 月 20 日	4311400065	自立訓練(生活訓練)

**熊本県告示第 654 号**

森林法（昭和 26 年法律第 249 号）第 29 条の規定により次の森林を保安林予定森林にする旨農林水産大臣から通知を受けたので、同法第 30 条の規定により告示する。

平成 19 年 7 月 27 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 1 保安林予定森林の所在場所 熊本県葦北郡芦北町大字立川字黒坊 963、964、975 の 1、978 の 1、978 の 2、987
- 2 指定の目的 土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件
  - (1) 立木の伐採の方法
    - ア 次の森林については、主伐は、択伐による。  
字黒坊 963・964・975 の 1（以上 3 筆について次の図に示す部分に限る。）
    - イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
    - ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
    - エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
  - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。  
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を熊本県庁及び熊本県芦北地域振興局並びに芦北町役場に備え置いて縦覧に供する。）

**熊本県告示第 655 号**

森林法（昭和 26 年法律第 249 号）第 33 条の 3 において準用する同法第 29 条の規定により次のように保安林の指定施業要件を変更する旨農林水産大臣から通知を受けたので、同法第 33 条の 3 において準用する同法第 30 条の規定により告示する。

平成 19 年 7 月 27 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 1 保安林の所在場所 熊本県八代市（次の図に示す部分に限る。）
- 2 指定の目的 水源のかん養
- 3 指定施業要件
  - (1) 立木の伐採の方法
    - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
    - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
    - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
  - (2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。  
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を熊本県庁及び熊本県八代地域振興局並びに八代市役所に備え置いて縦覧に供する。）

**熊本県告示第 656 号**

公有水面埋立法（大正 10 年法律第 57 号）第 22 条第 1 項の規定により、次のとおり公有水面埋立てに関する工事のしゅん功を認可した。

平成 19 年 7 月 27 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 1 しゅん功認可を受けた者の住所及び氏名  
熊本市水前寺六丁目 18 番 1 号  
熊本県 代表者 熊本県知事 潮谷義子
- 2 しゅん功認可年月日  
平成 19 年 7 月 19 日  
熊本県指令港第 5 号
- 3 埋立区域
  - (1) 位置  
熊本県宇城市三角町戸馳字西野崎 2546 の 1、2545 の 3、2542 の 3、2542 の 1、並びに字北野崎 7017 の 2 及び 7017 の 3 の各地先公有水面
  - (2) 区域
    - (1 工区)  
次の各地点を順次結んだ線及び 1 の地点と 48 の地点とを結んだ線により囲まれた区域
    - 1 の地点 三等三角点寺島（北緯 32 度 36 分 11.953 秒、東経 130 度 28 分 44.661 秒）  
（以下「基点」という）から 327 度 44 分 23 秒 210.86m の地点
    - 2 の地点 1 の地点から 296 度 11 分 46 秒 25.01m の地点
    - 3 の地点 2 の地点から 4 度 36 分 4 秒 5.87m の地点
    - 4 の地点 3 の地点から 274 度 45 分 49 秒 0.61m の地点
    - 5 の地点 4 の地点から 4 度 19 分 30 秒 1.19m の地点
    - 6 の地点 5 の地点から 274 度 23 分 55 秒 1.70m の地点
    - 7 の地点 6 の地点から 4 度 35 分 47 秒 7.11m の地点
    - 8 の地点 7 の地点から 94 度 44 分 8 秒 1.70m の地点

- 9の地点 8の地点から4度32分43秒2.39mの地点
- 10の地点 9の地点から274度33分52秒2.39mの地点
- 11の地点 10の地点から184度44分8秒1.70mの地点
- 12の地点 11の地点から274度35分54秒47.53mの地点
- 13の地点 12の地点から4度23分55秒1.70mの地点
- 14の地点 13の地点から274度23分55秒0.91mの地点
- 15の地点 14の地点から256度8分20秒0.79mの地点
- 16の地点 15の地点から166度2分44秒1.70mの地点
- 17の地点 16の地点から256度4分12秒31.37mの地点
- 18の地点 17の地点から346度2分44秒1.70mの地点
- 19の地点 18の地点から257度0分19秒0.40mの地点
- 20の地点 19の地点から254度55分53秒0.54mの地点
- 21の地点 20の地点から165度4分7秒1.70mの地点
- 22の地点 21の地点から254度57分12秒71.80mの地点
- 23の地点 22の地点から344度58分54秒1.70mの地点
- 24の地点 23の地点から255度9分16秒0.86mの地点
- 25の地点 24の地点から250度6分53秒0.51mの地点
- 26の地点 25の地点から161度1分47秒1.70mの地点
- 27の地点 26の地点から250度44分53秒7.10mの地点
- 28の地点 27の地点から340度49分16秒1.70mの地点
- 29の地点 28の地点から250度45分2秒0.67mの地点
- 30の地点 29の地点から160度49分16秒1.70mの地点
- 31の地点 30の地点から250度53分8秒4.00mの地点
- 32の地点 31の地点から340度49分16秒1.70mの地点
- 33の地点 32の地点から250度39分20秒1.00mの地点
- 34の地点 33の地点から160度53分58秒2.99mの地点
- 35の地点 34の地点から170度48分40秒18.60mの地点
- 36の地点 35の地点から72度31分19秒3.03mの地点
- 37の地点 36の地点から72度31分8秒14.24mの地点
- 38の地点 37の地点から346度13分59秒14.46mの地点
- 39の地点 38の地点から74度5分10秒17.46mの地点
- 40の地点 39の地点から75度6分28秒65.76mの地点
- 41の地点 40の地点から76度57分39秒19.24mの地点
- 42の地点 41の地点から93度58分48秒42.50mの地点
- 43の地点 42の地点から182度56分2秒16.02mの地点
- 44の地点 43の地点から103度34分0秒5.04mの地点
- 45の地点 44の地点から110度24分15秒2.21mの地点
- 46の地点 45の地点から120度34分13秒7.49mの地点
- 47の地点 46の地点から114度58分37秒6.94mの地点
- 48の地点 47の地点から103度32分9秒1.66mの地点

(2 工区)

次の各地点を順次結んだ線及び49の地点と73の地点とを結んだ線により囲まれた区域

- 49の地点 三等三角点寺島（北緯32度36分11.953秒、東経130度28分44.661秒）  
（以下「基点」という）から296度51分22秒342.22mの地点
- 50の地点 49の地点から350度48分39秒18.29mの地点
- 51の地点 50の地点から340度53分58秒2.99mの地点
- 52の地点 51の地点から250度39分20秒1.00mの地点
- 53の地点 52の地点から161度1分47秒1.70mの地点
- 54の地点 53の地点から250度42分11秒4.00mの地点
- 55の地点 54の地点から340度49分16秒1.70mの地点
- 56の地点 55の地点から250度54分23秒0.55mの地点
- 57の地点 56の地点から160度49分16秒1.70mの地点
- 58の地点 57の地点から250度52分29秒6.56mの地点
- 59の地点 58の地点から340度42分36秒1.70mの地点
- 60の地点 59の地点から250度30分50秒0.69mの地点
- 61の地点 60の地点から160度50分12秒1.50mの地点
- 62の地点 61の地点から250度33分36秒1.80mの地点
- 63の地点 62の地点から340度57分43秒1.50mの地点
- 64の地点 63の地点から250度53分34秒4.59mの地点
- 65の地点 64の地点から161度8分21秒1.70mの地点
- 66の地点 65の地点から250度48分26秒8.61mの地点
- 67の地点 66の地点から340度49分16秒1.70mの地点
- 68の地点 67の地点から250度39分20秒1.00mの地点
- 69の地点 68の地点から160度47分14秒2.09mの地点
- 70の地点 69の地点から160度18分23秒3.89mの地点
- 71の地点 70の地点から162度31分48秒14.46mの地点
- 72の地点 71の地点から70度13分22秒5.00mの地点

73 の地点 72 の地点から 72 度 30 分 40 秒 18.01m の地点

(3) 面積

1,923.55 平方メートル

- 4 埋立地の用途  
海岸保全施設用地、港湾関連用地
- 5 埋立免許年月日及び番号  
平成 16 年 12 月 15 日  
熊本県指令港第 8 号
- 6 公有水面埋立法第 22 条第 3 項の市町村  
宇城市

---

**熊本県告示第 657 号**

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 179 条第 1 項の規定により平成 19 年 7 月 20 日付けで専決した平成 19 年度熊本県一般会計補正予算（第 3 号）の要領は、次のとおりである。

平成 19 年 7 月 27 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

専第 8 号

平成19年度熊本県一般会計補正予算（第3号）

平成19年度熊本県の一般会計の補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

- 1 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ28,117千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 732,988,616千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

平成19年7月20日専決

熊本県知事 潮 谷 義 子

第1表 歳入歳出予算補正  
歳 入

款	項	補正前の額	補 正 額	計
		千円	千円	千円
1 繰 越 金		60,668	28,117	88,785
	1 繰 越 金	60,668	28,117	88,785
歳 入 合 計		732,960,499	28,117	732,988,616

歳 出				
款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 総 務 費		千円 34,290,791	千円 28,117	千円 34,318,908
	1 選 挙 費	3,292,365	28,117	3,320,482
歳 出 合 計		732,960,499	28,117	732,988,616

**熊本県告示第 658 号**

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 18 条第 1 項の規定に基づき、次のとおり道路の区域を変更する。

その関係図面は、平成 19 年 7 月 27 日から 60 日間、熊本県土木部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成 19 年 7 月 27 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

1 道路の種類、路線名及び区域を変更する区間等

道路の種類	路線名	区域を変更する区間	前後	幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備考
一般国道	265 号	阿蘇郡高森町大字上色見字上洗川	前	7.1	103.0	火山砂防 工事他合 併
		2037 番 2 地先から	後	8.2		
		同所	前	12.7	118.0	
		2053 番 2 地先まで	後	18.7		
一般国道	442 号	阿蘇郡南小国町大字満願寺字瀬之本	前	6.6	485.6	旧道移管
		5621 番 51 地先から		39.2		
		同町大字満願寺字北瀬之本	後	10.6	2,027.8	
		6330 番 1 地先まで		51.0		
阿蘇郡南小国町大字満願寺字火烧輪智	前	6.7	1,561.6			
6332 番 4 地先から		12.4				
		同所	後	10.6	2,027.8	
		6365 番地先まで		51.0		
		阿蘇郡南小国町大字満願寺字瀬之本	前	6.6	485.6	
		5621 番 51 地先から		39.2		
		同町大字満願寺字火烧輪智	後	10.6	2,027.8	
		6365 番地先まで		51.0		
		阿蘇郡南小国町大字満願寺字瀬之本	前	6.7	1,561.6	
		6332 番 4 地先から		12.4		
		同所	後	10.6	2,027.8	
		6365 番地先まで		51.0		
		阿蘇郡南小国町大字満願寺字瀬之本	前	6.6	485.6	
		5621 番 51 地先から		39.2		
		同町大字満願寺字火烧輪智	後	10.6	2,027.8	
		6365 番地先まで		51.0		

2 区域を変更する期日 平成 19 年 7 月 27 日

**熊本県告示第 659 号**

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 18 条第 1 項の規定に基づき、次のとおり道路の区域を変更する。

その関係図面は、平成 19 年 7 月 27 日から 60 日間、熊本県土木部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成 19 年 7 月 27 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

1 道路の種類、路線名及び区域を変更する区間等

道路の種類	路線名	区域を変更する区間	前後	幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備考
主要地方道	熊本田原坂線	鹿本郡植木町大字上古閑字東受	前	25.0	30.6	廃道処分
		74 番 1 地先から	後	26.8		
		同所	前	23.0	30.6	
		76 番 5 地先まで	後	23.8		



2 区域を変更する期日 平成 19 年 7 月 27 日

熊本県告示第 660 号

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 18 条第 1 項の規定に基づき、次のとおり道路の区域を変更する。

その関係図面は、平成 19 年 7 月 27 日から 60 日間、熊本県土木部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成 19 年 7 月 27 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

1 道路の種類、路線名及び区域を変更する区間等

道路の種類	路線名	区域を変更する区間	前後	幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備考
主要 地方 道	玉名立花 線	玉名市月田字迫居屋敷	前	5.7	462.8	単道改
		1259 番 1 地先から	後	15.5		
同市月田字八尻	前	10.5	460.0			
319 番 1 地先まで	後	51.2				

2 区域を変更する期日 平成 19 年 7 月 27 日

公 告

熊本県公告第 646 号

次のとおり一般競争入札に付する。

平成 19 年 7 月 27 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

1 競争入札に付する事項

- (1) 借入物品及び数量  
電子納品検査支援用ディスプレイ及びプロッタ 一式
- (2) 借入物品の規格、品質等  
入札説明書及び要求仕様書のとおり
- (3) 借入期間  
平成 19 年 10 月 1 日から平成 24 年 9 月 30 日まで
- (4) 納入期限  
平成 19 年 9 月 28 日（金）
- (5) 納入場所  
要求仕様書のとおり
- (6) 入札方法

- ア 入札金額は、賃借料 1 月当たりの借入代金で行う。見積りに当たっては、60 月賃借料率で計算すること。
- イ 落札者決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の 5 パーセントに相当する額を加算した金額（当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の 105 分の 100 に相当する金額を入札書に記載すること。
- ウ 入札説明書及び要求仕様書に特段の定めがない事項については、熊本県競争契約入札心得（昭和 39 年熊本県告示第 420 号）の規定を準用する。
- エ 入札書は、入札説明書に示す様式により作成すること。

2 入札に参加できる者

次に掲げる条件をすべて満たす者であること。

- (1) 物品購入契約等及び業務委託契約に係る競争入札参加者の資格等に関する要綱（平成 18 年熊本県告示第 521 号）による審査のうえ、有資格者として営業種目レンタル・リース、取扱業種 OA 機器類に登録された者であること。  
なお、入札参加資格を有しない者で本競争入札に参加を希望する者は、3 に掲げるところにより、要綱による審査を受け、入札参加資格を得ること。
- (2) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づく更生手続開始の申立てを行った者又は申立てをなされた者にあつては、当該申立てに係る更生計画認可決定を受けていること。
- (3) 民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく再生手続開始の申立てを行った者

- 又は申立てをなされた者にあつては、当該申立てに係る再生計画認可決定を受けていること。
- (4) 5の(3)のアの時点において、熊本県物品購入等及び業務委託等契約に係る指名停止等の措置要領(平成14年熊本県告示第811号)による指名停止期間中でないこと。
- (5) (1)に掲げる入札参加資格を有する者で、納入しようとする物品の機能等証明書を平成19年8月9日(木)午後5時までに4に記載する場所に提出し、本県の承認を受けた者であること。
- 3 入札参加資格を得るための申請方法等
- (1) 申請の方法  
2に掲げる入札参加資格を有しない者で本競争入札に参加を希望するものは、要綱に定める入札参加資格審査申請書(本競争入札参加のための申請である旨を明示すること。)に必要書類を添付し、3の(2)の場所へ持参又は郵送(書留郵便に限る。)により提出すること。
- (2) 入札参加資格審査申請書の入手先及び提出場所並びに申請に関する問い合わせ先  
熊本県出納局管理調達資格審査班(熊本県庁行政棟本館2階)  
郵便番号 862-8570 熊本市水前寺六丁目18番1号  
電話 096-383-1111 内線 6350 ダイヤルイン 096-333-2581
- (3) 入札参加資格審査申請書の受付期間  
平成19年7月27日(金)から平成19年8月7日(火)までの日(県の休日を除く。)の午前8時30分から午後5時までとする。  
ただし、受付期間の終了後も入札日時まで随時受け付けるが、この場合には、資格審査が入札に間に合わないことがある。
- 4 契約条項を示す場所  
熊本県土木部土木技術管理室 CALS 班(熊本県庁行政棟本館11階)  
郵便番号 862-8570 熊本市水前寺六丁目18番1号  
電話 096-383-1111 内線 6059 ダイヤルイン 096-333-2556
- 5 入札手続等
- (1) 入札に関する事務を担当する部局の名称  
4に記載のとおり
- (2) 入札説明書及び仕様書の交付期間及び場所  
ア 交付期間  
平成19年7月27日(金)から平成19年8月9日(木)までの日(県の休日を除く。)午前8時30分から午後5時まで  
イ 交付場所  
4に記載のとおり
- (3) 入札及び開札の日時及び場所  
ア 日時  
平成19年8月22日(水)午後1時30分から  
イ 場所  
熊本市水前寺六丁目18番1号  
熊本県庁行政棟本館7階 701会議室
- (4) 入札書の提出方法  
5の(3)のイに掲げる入札場所に持参するものとする。ただし、持参できないときは、4に記載の場所に平成19年8月21日(火)までに必着するよう郵送(書留郵便に限る。)すること。
- 6 その他
- (1) 入札、契約手続等において使用する言語及び通貨  
日本語及び日本国通貨とする。
- (2) 入札保証金  
入札に参加しようとする者は、入札執行の際に見積もった1月当たりの額に借入期間月数(60月)を乗じて得た額の100分の5以上の金額を5の(3)のアに掲げる入札の日時までに納付しなければならない。ただし、次のア又はイのいずれかに該当するときは、入札保証金の納付が免除される。  
ア 入札に参加しようとする者が、入札保証金以上の金額につき、保険会社との間に県を被保険者とする入札保証保険契約を締結し、当該入札保証保険契約に係る保険証券を提出したとき。  
イ 入札に参加しようとする者が、過去2年の間に国又は地方公共団体とこの入札に付する事項と種類及び規模をほぼ同じくする契約を2回以上にわたって締結し、かつ、これらをすべて誠実に履行したことを証する書類を提出したとき(その者が落札した場合において、契約を締結しないこととなるおそれがないと認められるときに限る。)
- (3) 無効の入札  
次のいずれかに該当する入札は、無効とする。  
ア 入札に参加する資格を有しない者のした入札  
イ 委任状を提出しない代理人のした入札  
ウ 所定の入札保証金又は入札保証金に代わる担保を納付又は提供しない者のした入札

- エ 記名押印を欠く入札  
オ 金額を訂正した入札  
カ 誤字脱字等により意思表示が不明瞭である入札  
キ 明らかに連合によると認められる入札  
ク 同一事項の入札について他人の代理人を兼ね、又は 2 人以上の代理をした者の入札  
ケ 2 以上の意思表示をした入札  
コ 民法（明治 29 年法律第 89 号）第 95 条に基づく錯誤による入札であると入札執行者が認めた場合の入札  
サ その他入札に関する条件に違反した入札
- (4) 落札者の決定方法  
有効な入札書を提出した者で、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって申込みをした者を落札者とする。
- (5) 最低制限価格  
無
- (6) 契約の締結  
ア 契約書作成の要否  
イ 契約の締結期限  
落札者決定の日から 14 日以内とする。  
ウ 落札者からの契約締結の申出期限  
落札者決定の日から 7 日以内とする。
- (7) 契約保証金  
契約しようとする者は、契約担当者が指定する日時までに、落札金額に借入期間月数（60 月）を乗じて得た額の 100 分の 10 以上の金額を納付しなければならない。ただし、次のア又はイのいずれかに該当するときは、契約保証金の納付が免除される。  
ア 契約しようとする者が、契約保証金以上の金額につき、保険会社との間に県を被保険者とする履行保証保険契約を締結し、当該履行保証保険契約に係る保険証券を提出したとき。  
イ 契約しようとする者が、過去 2 年の間に国又は地方公共団体とこの入札に付する事項と種類及び規模をほぼ同じくする契約を 2 回以上にわたって締結し、かつ、これらをすべて誠実に履行したことを証する書類を提出したとき（その者が、契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるときに限る。）。
- (8) その他詳細は、入札説明書による。

**熊本県公告第 647 号**

中心市街地の活性化に関する法律（平成 10 年法律第 92 号）第 55 条第 1 項の規定により、次のとおり第二種大規模小売店舗立地法特例区域を定めたので公告します。

平成 19 年 7 月 27 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

八代市第二種大規模小売店舗立地法特例区域

八代市本町三丁目 1-1-2、1-1-3、1-1-4、1-1-5、1-1-6、1-48-1、1-49、1-50、1-51-1、1-52、1-53-1、54-1、1-55-1、1-56-1

（八代市の認定中心市街地のうち、旧「八代サティ」跡地）

**熊本県公告第 648 号**

都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 21 条第 2 項の規定において準用する同法第 20 条第 1 項の規定による都市計画の図書の写しの送付を受けたので、同法第 21 条第 2 項の規定において準用する同法第 20 条第 2 項の規定により、次のように公衆の縦覧に供する。

平成 19 年 7 月 27 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 1 都市計画の種類  
鏡都市計画下水道 八代公共下水道
- 2 都市計画の図書の写しの縦覧場所  
熊本県土木部都市計画課

**熊本県公告第 649 号**

第 1 回「熊本県犯罪被害者等支援に関する取組指針（仮称）」検討委員会を次のとおり開催する。

なお、当委員会の傍聴手続きは、次のとおり。

平成 19 年 7 月 27 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 1 開催日時

- 平成 19 年 7 月 31 日 (火)  
午後 1 時から午後 3 時まで
- 2 開催場所  
熊本市水前寺六丁目 18 番 1 号  
熊本県庁行政棟新館 8 階 801 会議室
- 3 議題  
(1) 「熊本県犯罪被害者等支援に関する取組指針 (仮称)」の策定について  
(2) 「熊本県犯罪被害者等支援に関する取組指針 (仮称)」の策定に必要な事項について
- 4 傍聴者の定員  
10 人
- 5 傍聴手続  
(1) 傍聴希望者は、会議の開催予定時刻までに、当該会議の会場において受付の上、事務局の指示に従い、会議の会場に入ることができる。  
(2) 傍聴の手続は、先着順で行い、定員になり次第終了する。
- 6 問い合わせ先  
熊本市水前寺六丁目 18 番 1 号  
熊本県環境生活部交通・くらし安全課 くらし安全班  
(電話 096-333-2293)

**熊本県公告第 650 号**

提案公募方式で業務委託の受託者を選定するので、次のとおり公告する。

平成 19 年 7 月 27 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 1 業務概要
- (1) 業務名  
中堅・若手技能者育成事業
- (2) 業務内容  
ア 自動車関連業種への求職者に対する短期講座の開催  
(ア) 講座の内容：製造業において使用される機械の基本的な操作方法、就職基礎能力及び IT 等  
(イ) 講座の期間及び回数：15 日間×3 回  
(ウ) 講座の実施場所：熊本市及び近郊  
(エ) 講座の定員：60 名 (1 回当たり 20 名)
- イ 募集及び就職支援  
(ア) 受講生については、受託業者が効果的な方策を講じ、定員の確保と就職先確保に努める。  
(イ) 講座終了後、就職に向けて支援し、就職者数の把握を行う。
- (3) 企画コンペ参加者の要件  
県内の民間教育機関及び地場企業等
- (4) 提案書の提出について  
ア 締切日：平成 19 年 8 月 7 日 (火) 17:00 まで  
イ 提出先：労働雇用総室産業人材育成室  
ウ 採用：カリキュラム内容や事業所の就職支援体制等を審査のうえ、受託先を決定する。
- エ その他  
説明会に参加できない事業所は、提出書類等について説明するので、下記の問い合わせ先まで連絡のこと。
- 2 事業説明会  
(1) 説明会日時：平成 19 年 7 月 31 日 (火) 14:00 ~  
(2) 実施場所：県庁本館 7 階 701 会議室 (熊本市水前寺六丁目 18 番 1 号)  
(3) 説明会への参加について  
説明会への参加を希望する事業所は、事前に下記の問い合わせ先まで連絡のこと。
- 3 問い合わせ先  
〒862-8570 熊本市水前寺六丁目 18 番 1 号  
熊本県商工観光労働部労働雇用総室  
産業人材育成室公共訓練班 担当者：柁原 (カジワラ)、坂本 (サカモト)  
TEL 096-333-2344 FAX 096-387-5869

**熊本県公告第 651 号**

県営東豊永地区 (第 1 工区) 土地改良事業 (区画整理) 施行に係る換地処分を行った。

平成 19 年 7 月 27 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

**熊本県公告第 652 号**

県営東豊永地区（第 2 工区）土地改良事業（区画整理）施行に係る換地処分を行った。  
平成 19 年 7 月 27 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

**熊本県公告第 653 号**

大規模小売店舗立地法（平成 10 年法律第 91 号）第 6 条第 2 項の規定による届出があったので、同条第 3 項の規定により、次のとおりその概要を公告し、当該届出及び添付書類を縦覧に供する。

平成 19 年 7 月 27 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地  
ムサンプラザ  
熊本市武蔵ヶ丘五丁目 264 番地 1 ほか
- 2 変更しようとする事項  
(1) 駐車場の位置及び収容台数

駐車場	駐車場の種類	変更前	変更後
1	2 階駐車場	104 台	104 台
2	1 階身障者駐車場	1 台	1 台
3	屋外平面駐車場	26 台	26 台
4	屋外平面駐車場	27 台	0 台
合 計		158 台	131 台

- (2) 駐車場の自動車出入口の数又は位置

駐車場	駐車場の種類	変更前	変更後
1	2 階駐車場	1 箇所	1 箇所
2	屋外平面駐車場	1 箇所	1 箇所
3	屋外平面駐車場	1 箇所	0 箇所
合 計		3 箇所	2 箇所

- 3 変更する年月日  
平成 20 年 3 月 18 日
- 4 変更する理由  
駐車場の収容台数が余剰のため減少を予定している。
- 5 届出年月日  
平成 19 年 7 月 18 日
- 6 届出の縦覧場所及び縦覧期間  
熊本県商工観光労働部商工政策課  
平成 19 年 7 月 27 日から平成 19 年 11 月 27 日まで

**登載依頼****くまもと 21 ヘルスプラン推進委員会及び熊本県地域・職域連携推進協議会公告第 1 号**

平成 19 年度くまもと 21 ヘルスプラン推進委員会及び熊本県地域・職域連携推進協議会を次のとおり開催する。  
平成 19 年 7 月 27 日

くまもと 21 ヘルスプラン推進委員会

- 1 開催日時  
平成 19 年 8 月 2 日（木）  
午後 2 時から午後 4 時まで
- 2 開催場所  
熊本県熊本市水前寺公園 28-51  
熊本テルサ 2 階ひばり
- 3 議題
  - (1) くまもと 21 ヘルスプラン見直しの背景及び新計画策定の必要性について
  - (2) くまもと 21 ヘルスプランの中間評価について
  - (3) 新健康増進計画の骨子案等について
  - (4) 平成 18 年度地域・職域連携推進事業の取り組み及び平成 19 年度地域・職域連携推進事業の方向性について
  - (5) その他

4 傍聴者の定員

10 人

5 傍聴手続

(1) 傍聴希望者は、会議の開始予定時刻までに、当該会議の会場において受付のうえ、事務局の指示に従い、会議の会場に入ることができる。

(2) 傍聴手続は先着順で行い、定員になり次第終了する。

6 問い合わせ先

熊本県熊本市水前寺六丁目 18 番 1 号

熊本県健康福祉部健康づくり推進課 健康づくり企画・栄養班

(電話 096-333-2208)

---

## 熊交規公告第490号

次のとおり一般競争入札に付する。

平成19年7月19日

熊本県警察本部長 横内 泉

## 1 競争入札に付する事項

## (1) 契約名

交通信号機施設定期点検業務委託 (No.1)

## (2) 業務内容

入札説明書及び仕様書のとおり

## (3) 契約期間

契約締結の日から平成20年3月31日まで

## (4) 業務実施場所

楠郵便局前等734箇所

## 2 入札参加資格

次に掲げる条件をすべて満たす者であること。

(1) 物品購入契約等及び業務委託契約に係る競争入札参加者の資格等に関する要綱（平成18年熊本県公示第521号）による審査の上、営業種目「信号機保守」の入札参加資格を有する者で、かつ、平成14年度以降、国又は地方公共団体が発注した電気関係工事又は電気関係保守委託に関する1,000万以上の契約実績が1回以上あること。

(2) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立てを行った者又は申立てをなされた者にあつては、当該申立てに係る更生計画認可決定を受けていること。

(3) 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てを行った者又は申立てをなされた者にあつては、当該申立てに係る再生計画認可決定を受けていること。

(4) 6の(5)の時点において、熊本県物品購入等及び業務委託等契約に係る指名停止等の措置要領（平成14年熊本県告示第811号）による指名停止期間中でないこと。

## 3 入札参加資格を得るための申請方法等

## (1) 申請の方法

2の(1)に掲げる入札参加資格を有しない者で本競争入札に参加を希望する者は、要綱に定める入札参加資格審査申請書（本競争入札参加のための申請である旨を明示

すること。)に必要書類を添付し、次の(2)の場所へ持参又は郵送(書留郵便に限る。)により提出すること。

- (2) 入札参加資格審査申請書の入手先及び提出場所並びに申請に関する問い合わせ先  
熊本県出納局管理調達課資格審査班

郵便番号862-8570 熊本県熊本市水前寺6丁目18番1号

電話番号096-383-1111 内線6350

- (3) 入札参加資格審査申請書の受付期間

平成19年7月19日(木)から平成19年7月31日(火)までの日(県の休日を除く。)の午前8時30分から午後5時までとする。

#### 4 入札に参加できる者

本入札に参加を希望する者は次により一般競争入札参加申込兼参加資格確認申請書(以下「申請書」という。)を提出し、参加資格の有無について確認を受けなければならない。

- (1) 申請の方法

申請書に2の(1)に掲げた事項を証明する書類を添付して、次の(2)の場所に直接又は郵送(書留郵便により、平成19年8月3日まで必着)により提出するものとする。

- (2) 申請書の受領、提出場所及び申請に関する問い合わせ先

熊本県警察本部交通部交通規制課

郵便番号862-8610 熊本県熊本市水前寺6丁目18番1号

電話番号 096-381-0110 内線5555

- (3) 申請書の受付期間

平成19年7月19日(木)から平成19年8月3日(金)までの日(県の休日を除く。)の午前8時30分から午後5時30分までとする。

- (4) 入札参加資格確認結果の通知

入札参加資格確認の結果は、資格審査結果通知書により通知する。

- (5) 参加資格の有効期間

入札参加資格の有効期間は、資格審査の結果を通知した日から平成20年3月31日までとする。

#### 5 契約条項を示す場所

4の(2)に同じ



## 6 入札手続等

### (1) 入札に関する事務を担当する部局の名称

4の(2)に同じ

### (2) 入札説明書及び仕様書の交付期間及び場所

ア 交付期間は、平成19年7月19日(木)から平成19年8月3日(金)までの日(県の休日を除く。)の午前8時30分から午後5時30までとする。

#### イ 交付場所

4の(2)に同じ

### (3) 入札の方法

ア 入札金額は交通信号機施設定期点検業務委託(No. 1)に要する費用とする。

イ 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の5パーセントに相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。)をもって落札価格とするので、入札者は消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

### (4) 入札執行回数は、2回とする。

### (5) 入札及び改札の日時及び場所

ア 日時 平成19年8月17日(金) 午前10時00分

イ 場所 熊本県熊本市水前寺6丁目18番1号 熊本県警察本部201会議室

### (6) 入札書の提出方法

6の(5)のイ記載の入札場所に持参するものとする。ただし、持参できないときは、4の(2)記載の場所に入札前日までに必着するよう郵送(書留郵便に限る。)すること。

## 7 その他

### (1) 入札及び契約手続等において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨とする。

### (2) 入札保証金に関する事項

ア 入札に参加しようとする者は入札の日時までに、見積もった契約希望金額の100分の5以上の金額(現金に代え、政府の保証のある債券、契約担当者が確実に認める金融機関が振出し、若しくは支払い保証した小切手、契約担当者が確実に認める金融機関が引受け、保証し、若しくは裏書きした手形又は郵便為替証書でも可)を納付しなければならない。

イ ただし、次(ア)又は(イ)のいずれかに該当する場合は、入札保証金の納付が免除さ

れる。

(ア) 入札に参加しようとする者が入札保証金以上の金額につき、保険会社との間に県を被保険者とする入札保証保険契約を締結し、当該入札保証保険契約に係る保険証券を提出したとき。

(イ) 入札に参加しようとする者が、過去 2 年の間に国又は地方公共団体とこの入札に付する事項と種類及び規模をおおむね同じくする契約を 2 回以上にわたって締結し、かつ、これらをすべて誠実に履行したことを証する書面を提出したとき（その者が落札した場合において、契約を締結しないこととなるおそれがないと認められる場合に限る。）。

#### ウ 入札保証金の還付

(ア) 落札者にかかる入札保証金は、落札者が契約を締結した後、速やかに還付するものとする。ただし、落札者から申出があったときは、契約保証金に充当することができる。

(イ) 落札者以外の者に係る入札保証金は、入札終了後、速やかに還付する。

### (3) 契約保証金に関する事項

ア 契約しようとする者は、契約担当者が指定する日時までに、契約金額の 100 分の 10 以上の金額（現金に代え、政府の保証のある債券、契約担当者が确实と認める金融機関が振出し、若しくは支払い保証した小切手、契約担当者が确实と認める金融機関が引受け、保証し、若しくは裏書きした手形又は郵便為替証書でも可）を納付しなければならない。

イ ただし、次(ア)又は(イ)のいずれかに該当する場合は、契約保証金の納付が免除される。

(ア) 契約しようとする者が契約保証金以上の金額につき、保険会社との間に県を被保険者とする履行保証保険契約を締結し、当該履行保証保険契約に係る保険証券を提出したとき。

(イ) 契約しようとする者が過去 2 年の間に国又は地方公共団体とこの入札に付する事項と種類及び規模をおおむね同じくする契約を 2 回以上にわたって締結し、かつ、これらをすべて誠実に履行したことを証する書面を提出したとき（その者が、契約を履行しないこととなるおそれがないと認められる場合に限る。）。

ウ 契約保証金は、契約の相手方が契約上の義務を履行したときに還付するものとする。

### (4) 無効の入札

次のいずれかに該当する入札は、無効とする。

- ア 入札に参加する資格を有しない者のした入札
- イ 委任状を提出しない代理人のした入札
- ウ 所定の入札保証金又は入札保証金に代わる担保を納付又は提供しない者のした入札
- エ 記名押印を欠く入札
- オ 民法（明治29年法律第89号）第95条に基づく錯誤による入札であると入札執行者が認めた場合の入札
- カ 金額を訂正した入札
- キ 誤字脱字等により意思表示が不明瞭である入札
- ク 明らかに連合によると認められる入札
- ケ 同一事項の入札について他人の代理人を兼ね又は二人以上の代理をした者の入札
- コ 二以上の意思表示をした入札
- サ その他入札に関する条件に違反した入札

(5) 落札者の決定方法

有効な入札書を提出した者で、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって申込みをした者を落札者とする。

(6) 最低制限価格

設定しない。

(7) 落札者からの契約締結の申出期限

落札者決定の日から7日以内とする。

(8) 契約の締結期限

落札者決定の日から14日以内とする。

(9) 契約書作成の要否

要

(10) その他詳細は入札説明書による。

## 熊交規公告第 4 9 1 号

次のとおり一般競争入札に付する。

平成 1 9 年 7 月 1 9 日

熊本県警察本部長 横内 泉

## 1 競争入札に付する事項

## (1) 契約名

交通信号機施設定期点検業務委託 (No. 2)

## (2) 業務内容

入札説明書及び仕様書のとおり

## (3) 契約期間

契約締結の日から平成 2 0 年 3 月 3 1 日まで

## (4) 業務実施場所

北水前寺交差点等 6 4 8 箇所

## 2 入札参加資格

次に掲げる条件をすべて満たす者であること。

(1) 物品購入契約等及び業務委託契約に係る競争入札参加者の資格等に関する要綱（平成 1 8 年熊本県公示第 5 2 1 号）による審査の上、営業種目「信号機保守」の入札参加資格を有する者で、かつ、平成 1 4 年度以降、国又は地方公共団体が発注した電気関係工事又は電気関係保守委託に関する 1, 0 0 0 万以上の契約実績が 1 回以上あること。

(2) 会社更生法（平成 1 4 年法律第 1 5 4 号）に基づく更生手続開始の申立てを行った者又は申立てをなされた者にあつては、当該申立てに係る更生計画認可決定を受けていること。

(3) 民事再生法（平成 1 1 年法律第 2 2 5 号）に基づく再生手続開始の申立てを行った者又は申立てをなされた者にあつては、当該申立てに係る再生計画認可決定を受けていること。

(4) 6 の(5)の時点において、熊本県物品購入等及び業務委託等契約に係る指名停止等の措置要領（平成 1 4 年熊本県告示第 8 1 1 号）による指名停止期間中でないこと。

## 3 入札参加資格を得るための申請方法等

## (1) 申請の方法

2 の(1)に掲げる入札参加資格を有しない者で本競争入札に参加を希望する者は、要綱に定める入札参加資格審査申請書（本競争入札参加のための申請である旨を明示

すること。)に必要書類を添付し、次の(2)の場所へ持参又は郵送(書留郵便に限る。)により提出すること。

- (2) 入札参加資格審査申請書の入手先及び提出場所並びに申請に関する問い合わせ先

熊本県出納局管理調達課資格審査班

郵便番号862-8570 熊本県熊本市水前寺6丁目18番1号

電話番号096-383-1111 内線6350

- (3) 入札参加資格審査申請書の受付期間

平成19年7月19日(木)から平成19年7月31日(火)までの日(県の休日を除く。)の午前8時30分から午後5時までとする。

#### 4 入札に参加できる者

本入札に参加を希望する者は次により一般競争入札参加申込兼参加資格確認申請書(以下「申請書」という。)を提出し、参加資格の有無について確認を受けなければならない。

- (1) 申請の方法

申請書に2の(1)に掲げた事項を証明する書類を添付して、次の(2)の場所に直接又は郵送(書留郵便により、平成19年8月3日まで必着)により提出するものとする。

- (2) 申請書の受領、提出場所及び申請に関する問い合わせ先

熊本県警察本部交通部交通規制課

郵便番号862-8610 熊本県熊本市水前寺6丁目18番1号

電話番号 096-381-0110 内線5555

- (3) 申請書の受付期間

平成19年7月19日(木)から平成19年8月3日(金)までの日(県の休日を除く。)の午前8時30分から午後5時30分までとする。

- (4) 入札参加資格確認結果の通知

入札参加資格確認の結果は、資格審査結果通知書により通知する。

- (5) 参加資格の有効期間

入札参加資格の有効期間は、資格審査の結果を通知した日から平成20年3月31日までとする。

#### 5 契約条項を示す場所

4の(2)に同じ

## 6 入札手続等

### (1) 入札に関する事務を担当する部局の名称

4 の(2)に同じ

### (2) 入札説明書及び仕様書の交付期間及び場所

ア 交付期間は、平成 19 年 7 月 19 日（木）から平成 19 年 8 月 3 日（金）までの日（県の休日を除く。）の午前 8 時 30 分から午後 5 時 30 までとする。

#### イ 交付場所

4 の(2)に同じ

### (3) 入札の方法

ア 入札金額は交通信号機施設定期点検業務委託（No. 2）に要する費用とする。

イ 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の 5 パーセントに相当する額を加算した金額（当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の 105 分の 100 に相当する金額を入札書に記載すること。

### (4) 入札執行回数は、2 回とする。

### (5) 入札及び改札の日時及び場所

ア 日時 平成 19 年 8 月 17 日（金） 午前 11 時 00 分

イ 場所 熊本県熊本市水前寺 6 丁目 18 番 1 号 熊本県警察本部 201 会議室

### (6) 入札書の提出方法

6 の(5)のイ記載の入札場所に持参するものとする。ただし、持参できないときは、4 の(2)記載の場所に入札前日までに必着するよう郵送（書留郵便に限る。）すること。

## 7 その他

### (1) 入札及び契約手続等において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨とする。

### (2) 入札保証金に関する事項

ア 入札に参加しようとする者は入札の日時までに、見積もった契約希望金額の 100 分の 5 以上の金額（現金に代え、政府の保証のある債券、契約担当者が確実に認める金融機関が振出し、若しくは支払い保証した小切手、契約担当者が確実に認める金融機関が引受け、保証し、若しくは裏書きした手形又は郵便為替証書でも可）を納付しなければならない。

イ ただし、次(ア)又は(イ)のいずれかに該当する場合は、入札保証金の納付が免除さ

れる。

(7) 入札に参加しようとする者が入札保証金以上の金額につき、保険会社との間に県を被保険者とする入札保証保険契約を締結し、当該入札保証保険契約に係る保険証券を提出したとき。

(4) 入札に参加しようとする者が、過去2年の間に国又は地方公共団体とこの入札に付する事項と種類及び規模をおおむね同じくする契約を2回以上にわたって締結し、かつ、これらをすべて誠実に履行したことを証する書面を提出したとき（その者が落札した場合において、契約を締結しないこととなるおそれがないと認められる場合に限る。）。

#### ウ 入札保証金の還付

(7) 落札者にかかる入札保証金は、落札者が契約を締結した後、速やかに還付するものとする。ただし、落札者から申出があったときは、契約保証金に充当することができる。

(4) 落札者以外の者に係る入札保証金は、入札終了後、速やかに還付する。

### (3) 契約保証金に関する事項

ア 契約しようとする者は、契約担当者が指定する日時までに、契約金額の100分の10以上の金額（現金に代え、政府の保証のある債券、契約担当者が确实と認める金融機関が振出し、若しくは支払い保証した小切手、契約担当者が确实と認める金融機関が引受け、保証し、若しくは裏書きした手形又は郵便為替証書でも可）を納付しなければならない。

イ ただし、次(7)又は(4)のいずれかに該当する場合は、契約保証金の納付が免除される。

(7) 契約しようとする者が契約保証金以上の金額につき、保険会社との間に県を被保険者とする履行保証保険契約を締結し、当該履行保証保険契約に係る保険証券を提出したとき。

(4) 契約しようとする者が過去2年の間に国又は地方公共団体とこの入札に付する事項と種類及び規模をおおむね同じくする契約を2回以上にわたって締結し、かつ、これらをすべて誠実に履行したことを証する書面を提出したとき（その者が、契約を履行しないこととなるおそれがないと認められる場合に限る。）。

ウ 契約保証金は、契約の相手方が契約上の義務を履行したときに還付するものとする。

### (4) 無効の入札

次のいずれかに該当する入札は、無効とする。

- ア 入札に参加する資格を有しない者のした入札
- イ 委任状を提出しない代理人のした入札
- ウ 所定の入札保証金又は入札保証金に代わる担保を納付又は提供しない者のした入札
- エ 記名押印を欠く入札
- オ 民法（明治 29 年法律第 89 号）第 95 条に基づく錯誤による入札であると入札執行者が認めた場合の入札
- カ 金額を訂正した入札
- キ 誤字脱字等により意思表示が不明瞭である入札
- ク 明らかに連合によると認められる入札
- ケ 同一事項の入札について他人の代理人を兼ね又は二人以上の代理をした者の入札
- コ 二以上の意思表示をした入札
- サ その他入札に関する条件に違反した入札

(5) 落札者の決定方法

有効な入札書を提出した者で、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって申込みをした者を落札者とする。

(6) 最低制限価格

設定しない。

(7) 落札者からの契約締結の申出期限

落札者決定の日から 7 日以内とする。

(8) 契約の締結期限

落札者決定の日から 14 日以内とする。

(9) 契約書作成の要否

要

(10) その他詳細は入札説明書による。



**熊本県警察本部告示第 4 号**

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成 7 年政令第 372 号）の規定が適用される調達契約の締結が見込まれるので、次のとおり競争入札に参加する者に必要な資格等について告示する。

平成 19 年 7 月 27 日

熊本県警察本部長 横 内 泉

- 1 調達する物品及び数量  
熊本県警察統合 OA システム用パソコン及び関連機器 一式
- 2 入札参加資格  
物品購入契約等及び業務委託契約に係る競争入札参加者の資格等に関する要綱（平成 18 年熊本県告示第 521 号。以下「要綱」という。）による審査の上、入札参加資格を有すると決定された者であること。  
なお、入札参加資格を有しない者で本競争入札に参加を希望するものは、3 に掲げるところにより、要綱による審査を受け、入札参加資格を得ること。
- 3 入札参加資格を得るための申請方法等
  - (1) 申請の方法  
2 に掲げる入札参加資格を有しない者で本競争入札に参加を希望するものは、要綱に定める入札参加資格審査申請書（本競争入札参加のための申請である旨を明示すること。）に必要書類を添付し、3 の（2）の場所へ持参又は郵送（書留郵便に限る。）により提出すること。
  - (2) 入札参加資格審査申請書の入手先及び提出場所並びに申請に関する問い合わせ先  
熊本県出納局管理調達課資格審査班（県庁行政棟本館 2 階）  
郵便番号 862-8570 熊本市水前寺六丁目 18 番 1 号  
電話 096-333-2581（ダイヤルイン）
  - (3) 入札参加資格審査申請書の受付期間  
平成 19 年 7 月 27 日（金）から平成 19 年 8 月 24 日（金）までの日（県の休日を除く。）の午前 8 時 30 分から午後 5 時までとする。  
ただし、受付期間の終了後も入札日時まで随時受け付けるが、この場合には、資格審査が入札に間に合わないことがある。
  - (4) 資格審査結果の通知  
資格審査の結果は、資格審査結果通知書により通知する。
  - (5) 入札参加資格の有効期間  
入札参加資格の有効期間は、資格審査の結果を通知した日から平成 20 年 9 月 30 日までとする。
  - (6) 有効期間の更新手続  
前項の有効期間の更新を希望する者に対しては、要綱に基づく入札参加資格審査申請の受付を平成 20 年 7 月 1 日から平成 20 年 7 月 31 日まで行う。

**熊情管公告第 1405 号**

次のとおり一般競争入札に付する。

平成 19 年 7 月 27 日

熊本県警察本部長 横 内 泉

- 1 競争入札に付する事項
  - (1) 借入物品及び数量  
熊本県警察統合 OA システム用パソコン及び関連機器 一式
  - (2) 借入物品の規格及び品質等  
入札説明書及び要求仕様書による。
  - (3) 借入期間  
平成 19 年 10 月 1 日から平成 24 年 9 月 30 日まで
  - (4) 納入期限  
平成 19 年 9 月 30 日（日）
  - (5) 納入場所  
要求仕様書による。
  - (6) 入札方法
    - ア 入札金額は、賃借料 1 月当たりの借入代金とする。見積りに当たっては、60 月賃借料率で計算すること。
    - イ 落札者決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の 5 パーセントに相当する額を加算した金額（当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の 105 分の 100 に相当する金額を入札書に記載すること。
    - ウ 入札説明書及び要求仕様書に特段の定めがない事項については、熊本県競争契約入札心得（昭和 39 年熊本県告示第 420 号）の規定を準用する。
    - エ 入札書は、入札説明書に示す様式により作成すること。
- 2 入札に参加できる者  
次に掲げる条件をすべて満たす者であること。

- (1) 物品購入契約等及び業務委託契約に係る競争入札参加者の資格等に関する要綱（平成 18 年熊本県告示第 521 号）による審査の上、有資格者として営業種目リース・レンタル（取扱業種 OA 機器類）に登録された者であること。
- (2) (1) に掲げる入札参加資格を有するもので、入札対象機種審査申請書及び納入しようとする物品の仕様を示す書類を平成 19 年 8 月 24 日（金）午後 5 時までに 3 の場所に提出し、審査を受け、承認を受けたことを証明する書類を提出したものであること。
- (3) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づく更生手続開始の申立てを行った者又は申立てをなされた者にあつては、当該申立てに係る更生計画認可決定を受けていること。
- (4) 民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく再生手続開始の申立てを行った者又は申立てをなされた者にあつては、当該申立てに係る再生計画認可決定を受けていること。
- (5) 5 の (3) の時点において、熊本県物品購入等及び業務委託等契約に係る指名停止等の措置要領（平成 14 年熊本県告示第 811 号）による指名停止期間中でないこと。
- 3 契約条項を示す場所  
熊本県警察本部警務部情報管理課電算システム運用第二係（熊本県警察本部庁舎 4 階）  
郵便番号 862-8610 熊本市水前寺六丁目 18 番 1 号  
電話番号 096-381-2048
- 4 入札手続等
- (1) 入札に関する事務を担当する部局の名称  
3 に記載のとおり
- (2) 入札説明書及び仕様書の交付期間及び場所  
ア 交付期間  
平成 19 年 7 月 27 日（金）から平成 19 年 8 月 24 日（金）までの日（県の休日を除く。）午前 9 時から午後 5 時までとする。  
イ 交付場所  
3 に記載のとおり
- (3) 入札及び開札の日時及び場所  
ア 日時 平成 19 年 9 月 5 日（水）午前 11 時から  
イ 場所 熊本市水前寺六丁目 18 番 1 号  
熊本県警察本部庁舎 4 階 OA 研修室
- (4) 入札書の提出方法  
4 の (3) に記載の入札場所に持参するものとする。ただし、持参できないときは、3 に記載の場所に平成 19 年 9 月 4 日（火）までに必着するように郵送（書留郵便に限る。）すること。
- 5 その他
- (1) 入札及び契約手続等において使用する言語及び通貨  
日本語及び日本国通貨とする。
- (2) 入札保証金  
入札に参加しようとする者は、見積もった 1 月当たりの金額に借入期間月数（60 月）を乗じた額の 100 分の 5 以上の金額を 4 の (3) 記載の入札の日時までに納付すること。ただし、次のア又はイのいずれかに該当するときは、入札保証金の納付が免除される。  
ア 入札に参加しようとする者が、入札保証金以上の金額につき、保険会社との間に県を被保険者とする入札保証保険契約を締結し、当該入札保証保険契約に係る保険証券を提出したとき。  
イ 入札に参加しようとする者が、過去 2 年の間に国又は地方公共団体とこの入札に付する事項と種類及び規模をほぼ同じくする契約を 2 回以上にわたって締結し、かつ、これらをすべて誠実に履行したことを証する書類を提出したとき（その者が落札した場合において、契約を締結しないこととなるおそれがないと認められるときに限る。）。
- (3) 無効の入札  
次のいずれかに該当する入札は、無効とする。  
ア 入札に参加する資格を有しない者のした入札  
イ 委任状を提出しない代理人のした入札  
ウ 所定の入札保証金又は入札保証金に代わる担保を納付又は提供しない者のした入札  
エ 記名押印を欠く入札  
オ 金額を訂正した入札  
カ 誤字脱字等により意思表示が不明瞭である入札  
キ 明らかに連合によると認められる入札  
ク 同一事項の入札について他人の代理人を兼ね、又は 2 人以上の代理をした者の入札  
ケ 2 以上の意思表示をした入札  
コ 民法（明治 29 年法律第 89 号）第 95 条に基づく錯誤による入札であると入札執行者が認めた場合の入札  
サ その他入札に関する条件に違反した入札

- (4) 落札者の決定の方法  
有効な入札書を提出した者で、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって申込みをした者を落札者とする。
- (5) 最低制限価格  
無
- (6) 契約の締結  
ア 契約書作成の要否  
要  
イ 落札者からの契約締結の申出期間  
落札者決定の日から 7 日以内とする。  
ウ 契約の締結期限  
落札者決定の日から 14 日以内とする。
- (7) 契約保証金  
契約しようとする者は、契約担当者が指定する日時までに、契約金額（1 月当たりの賃貸料）に借入期間月数（60 月）を乗じた額の 100 分の 10 以上の金額を納付しなければならない。ただし、次のア又はイのいずれかに該当するときは、契約保証金の納付が免除される。  
ア 契約しようとする者が、契約保証金以上の金額につき、保険会社との間に県を被保険者とする履行保証保険契約を締結し、当該履行保証保険契約に係る保険証券を提出したとき。  
イ 契約しようとする者が、過去 2 年の間に国又は地方公共団体とこの入札に付する事項と種類及び規模をほぼ同じくする契約を 2 回以上にわたって締結し、かつ、これらをすべて誠実に履行したことを証する書面を提出したとき（その者が、契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるときに限る。）。
- (8) その他詳細は入札説明書による。
- (9) この調達は、世界貿易機関（WTO）に基づく政府調達に関する協定の適用を受ける。

## 6 Summary

- (1) Name and quantity of commodity:  
A set of personal computers for Kumamoto Prefectural Police(one set).
- (2) Deadline for supply of items:  
September 30th,2007
- (3) Date and place to submit bidding:  
September 5th,2007,11:00a.m.  
Kumamoto Prefectural Police  
4th floor OA training Room  
6-18-1 Suizenji,Kumamoto city,Kumamoto prefecture  
862-8610 Japan
- (4) Deadline to submit bidding proposal by mail(Registered only):  
September 4th,2007,5:00p.m.
- (5) Language and currency to be use for bidding:  
Japanese language and currency only
- (6) Name of the department to be contacted with regard to this contract:  
Kumamoto Prefectural Police  
Police Administration Department  
Information Management Division  
6-18-1 Suizenji,Kumamoto city,Kumamoto prefecture  
862-8610 Japan  
Tel. 096-381-2048

## 熊本県警察本部告示第 5 号

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成 7 年政令第 372 号）の規定が適用される調達契約の締結が見込まれるので、次のとおり競争入札に参加する者に必要な資格等について告示する。

平成 19 年 7 月 27 日

熊本県警察本部長 横 内 泉

- 1 調達する特定役務の名称及び数量  
熊本県警察遺失物管理システム用機器 一式
- 2 入札参加資格  
物品購入契約等及び業務委託契約に係る競争入札参加者の資格等に関する要綱（平成 18 年熊本県告示第 521 号。以下「要綱」という。）による審査のうえ、入札参加資格を有すると決定された者であること。  
なお、入札参加資格を有しない者で本競争入札に参加を希望するものは、3 に掲げるところにより、要綱による審査を受け、入札参加資格を得ること。
- 3 入札参加資格を得るための申請方法等
  - (1) 申請の方法  
2 に掲げる入札参加資格を有しない者で本競争入札に参加を希望するものは、要

綱に定める入札参加資格審査申請書（本競争入札参加のための申請である旨を明示すること。）に必要書類を添付し、3の（2）の場所へ持参又は郵送（書留郵便に限る。）により提出すること。

- (2) 入札参加資格審査申請書の入手先及び提出場所並びに申請に関する問い合わせ先  
 熊本県出納局管理調達課資格審査班（県庁行政棟本館2階）  
 郵便番号 862-8570 熊本市水前寺六丁目18番1号  
 電話 096-383-1111（内線6350）ダイヤルイン 096-333-2581
- (3) 入札参加資格審査申請書の受付期間  
 平成19年7月27日（金）から平成19年8月16日（木）までの日（県の休日を除く。）の午前8時30分から午後5時までとする。  
 ただし、受付期間の終了後も入札日時まで随時受け付けるが、この場合には、資格審査が入札に間に合わないことがある。
- (4) 資格審査結果の通知  
 資格審査の結果は、資格審査結果通知書により通知する。
- (5) 入札参加資格の有効期間  
 入札参加資格の有効期間は、資格審査の結果を通知した日から平成20年9月30日までとする。
- (6) 有効期間の更新手続  
 前項の有効期間の更新を希望する者に対しては、要綱に基づく入札参加資格審査申請の受付を平成20年7月1日から平成20年7月31日まで行う。

#### 熊情管公告第1444号

次のとおり一般競争入札に付する。

平成19年7月27日

熊本県警察本部長 横 内 泉

#### 1 競争入札に付する事項

- (1) 借入物品及び数量  
 熊本県警察遺失物管理システム用機器 一式
- (2) 借入物品の規格及び品質等  
 入札説明書及び要求仕様書による。
- (3) 借入期間  
 平成19年10月1日から平成24年9月30日まで
- (4) 納入期限  
 平成19年9月30日（日）
- (5) 納入場所  
 要求仕様書による。
- (6) 入札方法  
 ア 入札金額は、賃借料1月当たりの借入代金とする。見積りに当たっては、60月賃借料率で計算すること。  
 イ 落札者決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の5パーセントに相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。  
 ウ 入札説明書及び要求仕様書に特段の定めがない事項については、熊本県競争契約入札心得（昭和39年熊本県告示第420号）の規定を準用する。
- エ 入札書は、入札説明書に示す様式により作成すること。

#### 2 入札に参加できる者

次に掲げる条件をすべて満たす者であること。

- (1) 物品購入契約等及び業務委託契約に係る競争入札参加者の資格等に関する要綱（平成18年熊本県告示第521号）による審査のうえ、有資格者として営業種目リース・レンタル（取扱業種OA機器類）に登録された者であること。
- (2) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立てを行った者又は申立てをなされた者にあつては、当該申立てに係る更生計画認可決定を受けていること。
- (3) 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てを行った者又は申立てをなされた者にあつては、当該申立てに係る再生計画認可決定を受けていること。
- (4) 5の（3）の時点において、熊本県物品購入等及び業務委託等契約に係る指名停止等の措置要領（平成14年熊本県告示第811号）による指名停止期間中でないこと。

#### 3 入札対象機種審査申請書の提出

本競争入札に参加を希望する者は、入札対象機種審査申請書及び納入しようとする物品の仕様を示す書類を、平成19年8月20日（月）午後5時までに熊本県警察本部警務部情報管理課へ提出し、審査を受け、承認を受けること。

#### 4 契約条項を示す場所

熊本県警察本部警務部情報管理課電算システム開発係（熊本県警察本部庁舎4階）  
 郵便番号 862-8610 熊本市水前寺六丁目18番1号

電話番号 096-381-2048

5 入札手続等

- (1) 入札に関する事務を担当する部局の名称  
4に記載のとおり
- (2) 入札説明書及び仕様書の交付期間及び場所  
ア 交付期間  
平成19年7月27日(金)から平成19年8月16日(木)までの日(県の休日を除く。)午前9時から午後5時までとする。  
イ 交付場所  
4に記載のとおり
- (3) 入札及び開札の日時及び場所  
ア 日時 平成19年9月5日(水)午後2時から  
イ 場所 熊本市水前寺六丁目18番1号  
熊本県警察本部庁舎4階OA室
- (4) 入札書の提出方法  
5の(3)に記載の入札場所に持参するものとする。ただし、持参できないときは、4に記載の場所に平成19年9月4日(火)までに必着するように郵送(書留郵便に限る。)すること。

6 その他

- (1) 入札及び契約手続等において使用する言語及び通貨  
日本語及び日本国通貨とする。
- (2) 入札保証金  
入札に参加しようとする者は、見積った1月当たりの金額に借入期間月数(60月)を乗じた額の100分の5以上の金額を5の(3)記載の日時までに納付すること。ただし、次のア又はイのいずれかに該当するときは、入札保証金の納付が免除される。  
ア 入札に参加しようとする者が、入札保証金以上の金額につき、保険会社との間に県を被保険者とする入札保証保険契約を締結し、当該入札保証保険契約に係る保険証券を提出したとき。  
イ 入札に参加しようとする者が、過去2年の間に国又は地方公共団体とこの入札に付する事項と種類及び規模をほぼ同じくする契約を2回以上にわたって締結し、かつ、これらをすべて誠実に履行したことを証する書類を提出したとき(その者が落札した場合において、契約を締結しないこととなるおそれがないと認められるときに限る。)
- (3) 無効の入札  
次のいずれかに該当する入札は、無効とする。  
ア 入札に参加する資格を有しない者のした入札  
イ 委任状を提出しない代理人のした入札  
ウ 所定の入札保証金又は入札保証金に代わる担保を納付又は提供しない者のした入札  
エ 記名押印を欠く入札  
オ 金額を訂正した入札  
カ 誤字脱字等により意思表示が不明瞭である入札  
キ 明らかに連合によると認められる入札  
ク 同一事項の入札について他人の代理人を兼ね、又は2人以上の代理をした者の入札  
ケ 2以上の意思表示をした入札  
コ 民法(明治29年法律第89号)第95条に基づく錯誤による入札であると入札執行者が認めた場合の入札  
サ その他入札に関する条件に違反した入札
- (4) 落札者の決定の方法  
有効な入札書を提出した者で、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって申込みをしたものを落札者とする。
- (5) 最低制限価格  
無
- (6) 契約の締結  
ア 契約書作成の要否  
要  
イ 契約の締結期限  
落札者決定の日から14日以内とする。  
ウ 落札者からの契約締結の申出期間  
落札者決定の日から7日以内とする。
- (7) 契約保証金  
契約しようとする者は、契約担当者が指定する日時までに、契約金額(1月当たりの貸付料)に借入期間月数(60月)を乗じた額の100分の10以上の金額を納付しなければならぬ。ただし、次のア又はイのいずれかに該当するときは、契約保証金の納付が免除される。  
ア 契約しようとする者が、契約保証金以上の金額につき、保険会社との間に県を被

保険者とする履行保証保険契約を締結し、当該履行保証保険契約に係る保険証券を提出したとき。

イ 契約しようとする者が、過去 2 年の間に国又は地方公共団体とこの入札に付する事項と種類及び規模をほぼ同じくする契約を 2 回以上にわたって締結し、かつ、これらをすべて誠実に履行したことを証する書面を提出したとき（その者が、契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるときに限る。）。

(8) その他詳細は入札説明書による。

(9) この調達は、世界貿易機関（WTO）に基づく政府調達に関する協定の適用を受ける。

#### 7 Summary

(1) Browsing article and the quantity:

A set of equipment for Kumamoto Prefectural Police Lost article management systems.

(2) Deadline for supply of items:

September 30th, 2007

(3) Date and place to submit bidding:

September 5th, 2007, 2:00p.m.

Kumamoto Prefectural Police

4th floor OA in - service training Room

6 - 18 - 1 Suizenji, Kumamoto city, Kumamoto prefecture

862 - 8610 Japan

(4) Deadline to submit bidding proposal by mail(Registered only):

September 4th, 2007, 5:00p.m.

(5) Language and currency to be use for bidding:

Japanese language and currency only

(6) Name of the department to be contacted with regard to this contract:

Kumamoto Prefectural Police

Police Administration Department

Information Management Division

6 - 18 - 1 Suizenji, Kumamoto city, Kumamoto prefecture

862 - 8610 Japan

Tel. 096 - 381 - 2048